がある者が、本事業の落札者決定公表までの間において、審査委員会の委員への接触や他の入札参加者への謀議などにより、審査に影響を及ぼすおそれのある不正若しくは悪質な行為を行ったと審査委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う。

⑧　最近１年間の国税（法人税、消費税）を滞納していない者。

⑨　入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社となっていないこと。また、入札参加者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者及び協力会社になっていないこと。

⑩　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして文部科学省発注工事等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

３）入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。ただし、建設と工事監理については、これを兼務することはできないものとする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある場合も同様とする。

①　設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　文部科学省又は大学において平成23・24年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ　経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ　不正又は不誠実な行為がないこと。

エ　「建築士法」(昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

オ　平成９年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の設計の実績を有する管理技術者(※１）及び主任担当技術者(※２､建築分野・設備分野)を専任で配置できること(※３）。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。

ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す設計の実績を有していなければならない。

※１「管理技術者」とは､「国立大学法人九州大学設計業務委託契約要項」(平成23年７月１日改正）第14条の定義による。

※２「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各担当業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※３「管理技術者」及び「主任担当技術者」について、建築分野を担当する者は一級建築士とする。また、設備分野を担当する者は一級建築士又は建築設備士とする。

ａ　建物用途（下記のいずれかの用途のもの）　学校、公共施設

ｂ　建物規模　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上２階建以上かつ延べ面積1,300㎡以上

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす設計業務（いわゆる「同一のプロジェクト」)における、設計実績が必要となる。

②　建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　文部科学省又は大学において建築一式工事及び建築一式工事以外の一般競争参加者の資格を有し、各担当工事において「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した平成24年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が以下の点数以上であること。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ　建築一式工事　1,175点

（ただし、建築一式工事に当たる者が複数ある場合は、うち１社が満たせばよいこととし、その他の者は975点とする）

ｂ　電気工事　900点

ｃ　管工事　900点

イ　提案内容に対応する「建設業法」(昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が５年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ　平成９年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す各担当工事を実施し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有すること（建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)なお、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ　建物用途（下記のいずれかの用途のもの）　大学校舎、研究施設、病院

ｂ　建物規模　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造、地上５階建以上かつ延べ面積5,000㎡以上

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす建設工事（いわゆる「同一のプロジェクト」)における、施工実績（企業)、施工経験（担当者）が必要となる。

エ　以下に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。また、記載を求める監理技術者又は主任技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す施工の経験を有していなければならない。

ａ　建築一式工事

ⅰ　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお､「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ⅱ　平成９年度以降に元請として、２⑷３）②ウのａ・ｂに示す基準を満たす新営工事の各担当工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）

ⅲ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者